

目黒区障害者差別解消支援地域協議会
平成 29 年 6 月 5 日
目黒区健康福祉部障害福祉課

めぐろく しょうがいしゃ べつがいしょうばう そうだんじれい へいせい ねんどしもはんき
目黒区における障害者差別解消法にかかる相談事例(平成28年度下半期)

ばんごう 番号	そうだんしゃ しょうがいしゅべつ (相談者の)障害種別	そうだんないよう 相談内容	あいてがた 相手方	かいけつ じょうきょう 解決した状況	びこう 備考
1	せいしんしょうがい 精神障害	しょうがい せいかつほご じゅきゅう ひと きゅう 障害があり生活保護を受給している人の給 うふそうだん なか せいかつふくしかしよくいん 付相談の中で、生活福祉課職員から「あなた は、生活保護受給者であり、医療費は税金 から払われています。」との配慮に欠ける発 つげん 言があった。また、その際のやり取りで、就 うろう きょうよう ごかい あた 労を強要されたとの誤解を与えた。 ※その職員は、不適切な発言をしたとし て、その場で謝罪している。	めぐろく 目黒区	しょうがいふくしか ほんにん でんわ そうだん 障害福祉課に本人から電話で相談があったが、訴えを聞き取る中で 状 うきょう かくにん しょくいんしやざい など ふとう さべつてきとりあつか 況を確認し、職員が謝罪していること等から不当な差別的取扱いにはあ たらぬことを本人に説明し理解を得ることができた。	
2	はったつしょうがい 発達障害	がくしゅうしょうがい かんじ よ 学習障害により、漢字が読めなくなった。ひ らがな、カタカナ、ローマ字しか読めなくなっ たので、図書館資料検索や案内板等にルビ をつけてほしいとの要望があった。	めぐろく 目黒区	としょかんしりょう けんさく としょかん 図書館資料の検索は、図書館ホームページの「子どものページ」からご りょう 利用いただけるとご案内した。 あんないばん ふ 案内板にルビを振ることについては、中央館である八雲中央図書館に そうだんないよう ほうこく せつび かん たいおう 相談内容を報告し、設備に関して対応してもらえるよう相談した。その結 か じどうしついろぐちあんないばん きさいだい あんないばん しょ おも ぶぶん 果、児童室入口案内板 と 記載台の案内板2か所の主な部分をひらが な等 ひょうき などで表記したものをラベルライターで作成し、張り付けて対応した。 もう で かんいがい おも あんないばん ふ けんとう 申し出があった館以外でも主な案内板にはルビを振ることを検討する。 かくかん じっし まどぐち こうじょううんどう など れんけい た また、各館で実施している「窓口サービス向上運動」等とも連携した対 いおうけんとう 応を検討していく。	

ばんごう 番号	そうだんしゃ しょうがいしゅべつ (相談者の)障害種別	そうだんないよう 相談内容	あいてがた 相手方	かいけつ じょうきょう 解決した状況	びこう 備考
3	したいふじゆう 肢体不自由 ちてきしょうがい 知的障害	とくべつしえんがっこう 医療的ケアが必 特別支援学校について、医療的ケアが必 つようしょうがいじ 要な障害児のほとんどが送迎バスに乗るこ とができず、訪問籍になることが多い。訪問 ほうもんせき 籍の生徒もスクーリングで学校に通学するこ とがあるが、学校の送迎サービスを利用でき ない。介護タクシーを利用すると予約料、迎 いしやりようかいじよりょうなどひつよう 車料、介助料等が必要なため往復1万円 んいじょう 以上かかり、大きな負担になっている。義務 ういく 教育であるのに通学に多額の出費があるの はおかしい。	とうきょうと 東京都 きょういくいんかい 教育委員会	とくべつしえんがっこう 特別支援学校では、スクールバス等を運行し、合理的配慮を行っている が、スクールバスには、児童・生徒とバス会社の添乗者のみを乗車させ ている。以前は児童等の家族が同乗して医療的ケアが可能であったが、 げんざい 現在は家族の同乗を認めていない。 いりょうてきはいりよひつよう 医療的配慮が必要な障害がある人の場合は、医療従事者がバスに乗 車していないため、緊急時の対応ができないことから乗車することができ ない状況である。 しょうがいしゃさべつつかいしょうほう 障害者差別解消法 の 施行や教育支援体制整備のガイドラインの変 んこう 更が検討される中で、現在、特別支援学校等において医療従事者の確 くほ 保を前提とした見直しが進められているが、今のところ、解決しておらず、 たいわ 対話が続けている。	
4	ちょうかくしょうがい 聴覚障害	ちょうかくしょうがいひと 聴覚 障害の人がアメリカの大学受験に必 つようえいごのうりよくしょうめい 要な英語能力を証明するために、英語能力 くけんていしけんう 検定試験を受ける必要があった。試験は日 ほんこくないじゆけん 本国内で受験することができる。日本の代理 てん 店に、障害があり、受験の際の合理的配慮 ひつよう が必要なため、そのための診断書や記載内 いようなど 容等について質問したところ、アメリカの実 しだんたい 施団体に直接問い合わせしてほしいと言われ た。	みんかん 民間 じぎょうしゃ 事業者	しょうがいふくしか 障害福祉課から日本の代理店に問い合わせたが、理由も言わずに「アメ リカの実施団体へ問い合わせしてほしい」と回答するのみであった。障害福 ふくしか 祉課では、内閣府及び文部科学省に問い合わせを行ったが、「合理的配 いりよ か 慮に欠ける状態であるが、英語能力検定は 民間で行われている事業で あり、管轄している省庁もないため、努力義務であり、指導することは難し い」との回答であった。 けつきよく 結局、本人がアメリカに直接問い合わせ、その結果、試験時間を延長し て受験することができた。後日、相談者が区役所に来て、留学が決まった ほうこく と報告した。	

ばんごう 番号	そうだんしゃ しょうがいしゅべつ (相談者の)障害種別	そうだんないよう 相談内容	あいてがた 相手方	かいけつ じょうきょう 解決した状況	びこう 備考
5	しかくしょうがい 視覚障害	ぜんもう かた とうく せんしゅうがっこう たい 全盲の方から、当区の専修学校 に対し にゅうがく えいご まな つうがくかんきょう て、入学して英語を学びたいが通学環境 や がっこう めん じゅぎょう たいせい きょうざいなど 学校のハード面、授業の体制や教材等 の てん ふく う い かのう 点を含めて、受け入れてもらうことは可能 か、との問い合わせがあった。	みんかん 民間 じぎょうしゃ 事業者	がっこうがわ じゅぎょうしやう 学校側は、授業で使用するテキストやオリエンテーションなどで使用する書 るい てんじか およ がないいどう さい てんじ せつちなど ごうりてき 類を点字化すること及び学内移動の際の点字ブロックの設置等の合理的 はいりよ おこな けんとう 配慮を行うことを検討した。しかし、これまでこのような具体的事例がな いため、通学の際の支援や他の学生への周知等をどのように行っていく べきなのか、また事業者にとりよきむ かのう 一般的なアドバイスを区に求めてきた。 く おも しょうがいふくしかたんとうしよくいん しょうがいしやきべつかいしょうほう ないよう 区では、主に障害福祉課担当職員から、障害者差別解消法 の 内容 ぐたいてき たいおうほうほうなど がっこうがわ せつめい や具体的な対応方法等について、学校側へ説明した。 さらに、ごじつがっこう たんとうしや さいどくやくしよ き ほんにん き と 後日学校の担当者が再度区役所に来て、本人から聞き取りした ないよう ほんにん てんじ よ か そくじてんやく し 内容をもとに、本人は点字の読み書きができること、即時点訳ソフトを使 よう じゅぎょうない どうじてんやく かのう など じっさい がっこう 用して授業内で同時点訳が可能であること等をふまえ、実際に学校が じゅぎょう きょうざいなど たいおう と などぐたいてき しつもん く おこな 授業や教材等でどのような対応を取るべきか等具体的な質問を区に行 しょうがいふくしかしよくいん かんが ほうほうなど じよげん おこな い、障害福祉課職員 が考えられる方法等について助言を行った。	ほんにん がっこう ほうもん 本人は、学校を訪問し たことで、しゅうへんかんきょう 周辺環境 じょうきょう つうがく つづ の状況から通学を続け ることは容易ではない かんが つうがくさき た と考え、通学先として他 の学校も検討してい る。